

[奄美大島海区]

	ページ
(1) 共同漁業	122
(2) 区画漁業	
ア 魚類養殖業	127
イ のり養殖業	139
ウ もずく養殖業	140
エ 真珠母貝養殖業	147
オ ひおうぎがい養殖業	152
カ 真珠養殖業	153
キ くるまえび養殖業	159

3. 奄美大島海区
(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
大共第1号	第1種共同漁業	もずく漁業 おごのり漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 とこぶし漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " "	奄美市(旧笠利町)・大島郡龍郷町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 奄美空港 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 及び点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 及び点G, を順次に結ぶ線によって囲まれた区域 点A N 28° 25' 18.4" E 129° 42' 24.9" 点B N 28° 25' 18" E 129° 42' 24.7" 点C N 28° 25' 18.3" E 129° 42' 24" 点D N 28° 25' 16.8" E 129° 42' 23.2" 点E N 28° 25' 14.4" E 129° 42' 28.8" 点F N 28° 25' 16.1" E 129° 42' 29.8" 点G N 28° 25' 16.2" E 129° 42' 29.9" 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 基点2 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 点ア N 28° 27' 48" E 129° 32' 18" 点イ N 28° 32' 32" E 129° 41' 45" 点ウ N 28° 27' 22" E 129° 44' 28" 点エ N 28° 24' 34" E 129° 43' 04" 点オ N 28° 20' 27" E 129° 34' 44"	なし	奄美市の旧笠利町の区域・大島郡龍郷町
	奄美漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業				
大共第2号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " "	奄美市(旧住用村及び旧名瀬市東方)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (旧名瀬市と大島郡龍郷町との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (奄美市と瀬戸内町との境界点) 点ア N 28° 20' 27" E 129° 34' 44" 点イ N 28° 12' 40" E 129° 28' 55" 点ウ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	奄美市の旧住用村・旧名瀬市の区域
	奄美漁協名瀬漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業				
大共第3号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	奄美市(旧名瀬市)西方地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 名瀬港 (1) 長浜地区 ① 漁船だまり 防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内	なし	奄美市の旧名瀬市の区域
		名瀬漁協					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 "		<p>② 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 28° 23' 47" E 129° 29' 44" 点B N 28° 23' 47" E 129° 29' 48" 点C N 28° 23' 43" E 129° 29' 48" 点D N 28° 23' 43" E 129° 29' 51" 点E N 28° 23' 43" E 129° 29' 52" 点F N 28° 23' 37" E 129° 29' 52" 点G N 28° 23' 26" E 129° 29' 46" 点H N 28° 23' 23" E 129° 29' 46" 点I N 28° 23' 22" E 129° 29' 45"</p> <p>(2) 本港地区 点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点J N 28° 23' 07" E 129° 29' 48" 点K N 28° 23' 05" E 129° 29' 50" 点L N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点M N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点N N 28° 22' 55" E 129° 29' 54"</p> <p>(3) 佐大熊地区 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点クを結んだ直線, 点ク, 点ケを結んだ半径213.92メートル, 内角47度47分の西側の円弧, 点ケ, 点コを結んだ半径896.5メートル, 内角5度30分の南側の円弧, 点コ, 点サを結んだ半径226.3メートル, 内角38度52分の北西側の円弧, 点サから点ツまでを順次に直線で結んだ線, 点ツ, 点テを結んだ半径206.3メートル, 内角37度30分の北西側の円弧, 点テ, 点トを結んだ半径916.5メートル, 内角5度47分の南側の円弧, 点ト, 点ナを結んだ半径43.1メートル, 内角91度の東側の円弧及び点ナから点ノまでを順次に直線で結んだ線と陸岸で囲まれた区域。</p> <p>点ウ N 28° 23' 45" E 129° 30' 28" 点エ N 28° 23' 48" E 129° 30' 20" 点オ N 28° 23' 42" E 129° 30' 17" 点カ N 28° 23' 43" E 129° 30' 17" 点キ N 28° 23' 28" E 129° 30' 09" 点ク N 28° 23' 28" E 129° 30' 10" 点ケ N 28° 23' 23" E 129° 30' 13" 点コ N 28° 23' 21" E 129° 30' 10" 点サ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点シ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点ス N 28° 23' 11" E 129° 30' 04" 点セ N 28° 23' 11" E 129° 30' 05" 点ソ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点タ N 28° 23' 17" E 129° 30' 10" 点チ N 28° 23' 17" E 129° 30' 11" 点ツ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点テ N 28° 23' 20" E 129° 30' 10" 点ト N 28° 23' 22" E 129° 30' 13" 点ナ N 28° 23' 20" E 129° 30' 14" 点ニ N 28° 23' 18" E 129° 30' 12" 点ヌ N 28° 23' 19" E 129° 30' 13" 点ネ N 28° 23' 19" E 129° 30' 14" 点ノ N 28° 23' 20" E 129° 30' 15"</p> <p>2 知名瀬港 防波堤(西)(B)北端と防波堤南端を結ぶ線以内の港内</p>		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					基点及び点の位置 基点1 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (奄美市と大島郡大和村との境界点) 基点2 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (旧名瀬市と大島郡竜郷町との境界点) 点ア N 28° 23' 19" E 129° 23' 30" 点イ N 28° 27' 48" E 129° 32' 18"		
大共第4号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 "	大島郡大和村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 基点2 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (大島郡大和村と奄美市との境界点) 点ア N 28° 19' 38" E 129° 15' 20" 点イ N 28° 22' 27" E 129° 20' 41" 点ウ N 28° 23' 19" E 129° 23' 30"	なし	大島郡大和村
	奄美漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業				
大共第5号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 "	大島郡宇検村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡宇検村と瀬戸内町との境界点) 基点2 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 28° 18' 56" E 129° 11' 10" 点ウ N 28° 19' 38" E 129° 15' 20"	なし	大島郡宇検村
	宇検村漁協	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業				
大共第6号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業	1月1日～12月31日 "	大島郡瀬戸内町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡瀬戸内町と宇検村との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (大島郡瀬戸内町と奄美市との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48"	なし	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "		点イ N 27° 59' 43" E 129° 08' 00" 点ウ N 27° 59' 20" E 129° 15' 34" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"		
	第2種 共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご敷網 漁業 あさひがにか かり網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
大共 第7号	第1種 共同漁業 名瀬漁協	さざえ漁業 やこうがい 漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	奄美市田 雲崎沖三 ツ瀬地先	奄美市田雲崎沖の三ツ瀬南西側岩礁を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の 旧名瀬市 の区域
大共 第8号	第2種 共同漁業 奄美漁協	雑魚建網漁業 あさひがにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 "	奄美市市 崎沖御瀬 地先	奄美市市崎沖の御瀬を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の 旧住用村 の区域
大共 第9号	第1種 共同漁業 喜界島漁協	さざえ漁業 やこうがい 漁業 しゃこがい 漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	大島郡喜 界町地先	喜界島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 湾港 岸壁(-5.5M)北端から真方位258度30分の線と陸岸によって囲まれた区域	なし	大島郡喜 界町
	第2種 共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網 漁業 あさひがにか かり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
大共 第10号	第1種 共同漁業 とくのしま 漁協	いわのり漁業 ひとえぐさ 漁業 さざえ漁業 やこうがい 漁業 まがきがい 漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	大島郡徳 之島町・ 同郡天城 町・同郡 伊仙町地 先	徳之島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 亀徳港 (1) 岸壁(-7.5M)東端と岸壁(-9.0M)北端を結ぶ線 以内の区域 (2) 次の点ア、点イ及び点ウ、点エと陸岸によっ て囲まれた区域 点ア 岸壁(-9.0M)北端 点イ 防波堤(南)の北端から南西へ150メートルの点 点ウ 防波堤(南)南端 点エ 岸壁(-9.0M)南端	なし	大島郡徳 之島町・ 同郡天城 町・同郡 伊仙町
	第2種 共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網 漁業 あさひがにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "		2 平土野港 岸壁(-5.5M)の西端から167度30分の線と陸岸によ って囲まれた区域 3 徳之島空港		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点Kを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。 点A N 27° 50' 47.20" E 128° 52' 54.49" 点B N 27° 50' 48.72" E 128° 52' 54.64" 点C N 27° 50' 48.48" E 128° 52' 58.08" 点D N 27° 50' 48.63" E 128° 52' 58.09" 点E N 27° 50' 48.64" E 128° 52' 57.97" 点F N 27° 50' 48.65" E 128° 52' 57.97" 点G N 27° 50' 48.58" E 128° 52' 58.94" 点H N 27° 50' 48.25" E 128° 52' 58.90" 点I N 27° 50' 48.09" E 128° 52' 58.80" 点J N 27° 50' 47.13" E 128° 52' 58.70" 点K N 27° 50' 47.01" E 128° 52' 58.86"		
大共第11号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	大島郡和泊町・同郡知名町地先	沖永良部島の最大高潮時海岸線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 和泊港 岸壁(-7.5M)南端(A)と防潮堤東端(B)を結ぶ線以内の港内	なし	大島郡和泊町・同郡知名町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 敷網(追込網)漁業	1月1日～12月31日 " "				
大共第12号	第1種共同漁業	もずく漁業 おごり漁業 あおさ(ひとえぐさ)漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 くもがい(すいじがい)漁業 ほらがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " "	大島郡与論町地先	与論島の最大高潮時海岸線から沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 与論港 次の点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点カを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 岸壁(-5.5M)北端 点ア 点イから真方位156度の線と対岸との交点 点イ 基点から真方位310度30分, 627メートルの点 点ウ 点イから真方位50度, 300メートルの点 点エ 点ウから真方位136度30分, 595メートルの点 点オ 点エから真方位110度, 280メートルの点 点カ 点オから真方位145度の線と対岸との交点 2 供利地区 次の点A, 点Bを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A 供利地区岸壁(-9.0M)南端 点B 供利漁港地区防波堤(90M)基部	なし	大島郡与論町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				

3 奄美大島海区
 (1) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第 1 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙ー1	161台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 2 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 13' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 13' 51"	別紙ー1	287台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 3 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村生勝 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	別紙ー1	478台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 4 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村金崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	別紙ー2	221台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 5 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙ー1	261台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第 6 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点力及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点力 N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙ー 2	84台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 7 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙ー 1	123台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 8 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙ー 2	67台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 9 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙ー 3	98台	大島 郡宇 検村
	宇検村漁協							
大 特 区 魚 第 10 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点力及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 38" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 37" E 129° 13' 03" 点ウ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点オ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56" 点力 N 28° 13' 26" E 129° 12' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	144台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						別紙	いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚第11号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	別紙一2	大特区 魚第12 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第12号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	大特区 魚第11 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第13号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙一2	68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第14号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙一2	大特区 魚第15 号と合 わせて 83台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第15号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙一3	大特区 魚第14 号と合 わせて 83台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大特区 魚 第16号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	19台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第17号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈湾クビ リ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 07" E 129° 15' 16" 点イ N 28° 13' 02" E 129° 15' 25" 点ウ N 28° 12' 39" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 51" E 129° 15' 04"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	279台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第18号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	別紙-1	111台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第19号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町佐 栄崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 08" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 13' 12" E 129° 15' 46" 点ウ N 28° 13' 21" E 129° 15' 58" 点エ N 28° 13' 17" E 129° 16' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第20号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協 団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-1	267台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大特区 魚 第21号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾池ノ 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 03" E 129° 16' 43" 点イ N 28° 12' 59" E 129° 16' 45" 点ウ N 28° 12' 50" E 129° 16' 27" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 16' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							
大特区 魚 第22号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町阿 室釜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 04" E 129° 17' 13" 点イ N 28° 13' 07" E 129° 17' 17" 点ウ N 28° 13' 03" E 129° 17' 21" 点エ N 28° 13' 00" E 129° 17' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							
大特区 魚 第23号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 マチヤン 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 45" E 129° 16' 54" 点イ N 28° 12' 54" E 129° 16' 49" 点ウ N 28° 13' 02" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 17' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	129台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							
大特区 魚 第24号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-1	399台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							
大特区 魚 第25号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-2	120台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							
大特区 魚 第26号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-3	54台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第27号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 浜小宮地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 30" E 129° 16' 18" 点イ N 28° 12' 36" E 129° 16' 12" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 16' 03" 点エ N 28° 12' 22" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	75台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大特区 魚 第28号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 29" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点ウ N 28° 10' 09" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 10' 17" E 129° 17' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	225台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大特区 魚 第29号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	別紙ー3	147台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大特区 魚 第30号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	別紙ー1	396台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大特区 魚 第31号	第1種 区画漁業 瀬戸内漁協	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙ー2	180台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第32号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津基地 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 18" E 129° 17' 41" 点イ N 28° 10' 15" E 129° 17' 41" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 17' 35" 点エ N 28° 10' 19" E 129° 17' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	大島 郡瀬 戸内 町
	瀬戸内漁協							

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第１号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）161台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（10,323㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第２号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）287台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（18,312㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第３号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）478台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（30,562㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第５号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）261台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（16,693㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第７号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）123台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（7,880㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第18号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（7,104㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第20号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）267台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（17,088㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第24号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）399台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,536㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第30号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）396台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,344㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第４号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第６号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）84台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第８号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）67台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第11号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）14台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第13号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第14号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第25号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）120台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第31号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）180台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 (人工種苗(親魚) 大特区魚第9号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)98台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 (人工種苗(親魚) 大特区魚第15号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 (人工種苗(親魚) 大特区魚第26号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)54台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 (人工種苗(親魚) 大特区魚第29号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
大特区 第1号	第1種 区画漁業 奄美漁協	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡龍 郷町屋入 地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24' 59" E 129° 36' 07" 基点2 N 28° 24' 54" E 129° 36' 02" 点ア N 28° 24' 59" E 129° 36' 02"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 第2号	第1種 区画漁業 とくのしま 漁協	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 宝土地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土地基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡天 城町
	団体漁業権						
大特区 第3号	第1種 区画漁業 とくのしま 漁協	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡天 城町
	団体漁業権						
大特区 第4号	第1種 区画漁業 申請無し	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡徳 之島町手 々地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						